

林業担い手修学資金貸付事業（案）及び恵那市貸付金の返還債務  
の免除に関する条例の一部改正（案）への意見募集

1. 概要

森林整備、製材、木材加工、木材流通、木造建築などの業務に従事する方の育成及び確保を目的として、これらの業務について学ぶ学校等に在学する学生へ無利子で修学資金を貸与する。

また、一定期間市内の事務所に業務に従事し、住民登録後一定期間市内に居住した場合、返還を免除する。

2. 主な事業内容

- (1) 対象となる主な学校 岐阜県立森林文化アカデミー、長野県林業大学校
- (2) 貸付額 月額4万円以内（無利子）
- (3) 貸付期間 貸付決定した年度の4月から卒業する月まで
- (4) 返還免除条件 貸付期間の2倍（上限5年）以上、市内の事業所で働き、市内に居住した場合、貸付金の全額を免除する。

3. 意見募集期間

令和8年1月23日（金曜日）から令和8年2月11日（水曜日）まで

4. 意見提出方法

様式は任意です。

- (1) 表題「林業担い手修学資金貸付事業」
- (2) 住所
- (3) 氏名
- (4) 電話番号
- (5) 意見

を記入し、市役所林政課へ直接持参するか、郵送、ファクス、電子メールで提出してください。

- ・直接持参 恵那市役所西庁舎3階 林政課
- ・郵送 〒509-7292（住所不要） 林政課
- ・ファクス 0573-25-8933
- ・電子メール [rinsei@city.ena.lg.jp](mailto:rinsei@city.ena.lg.jp)